

## 可児市空家等活用促進事業補助金申請チェックリスト

可児市空家等活用促進事業補助金を受けるための要件をまとめたものです。

すべてのチェック項目に該当しないと補助を受けることができません。

申請者	チェック
工事を行う空き家の所有者、入居者(※1)又は入居予定者(※2)	
可児市の市税や負担金等を滞納していない者	

(※1)入居者:所有者との賃貸借契約の締結により当該空き家を賃借することが決定している者又は売買契約の締結により新たに所有者になることが決定している者

(※2)入居予定者:賃貸借契約又は売買契約が未締結の場合で、登録物件の賃貸借又は売買に係る所有者の同意が書面により得られており、工事が完了するまでに賃貸借契約又は売買契約が締結できる者

対象空き家	チェック
可児市にある空き家で、入居者又は入居予定者が決定している空き家又は土地の売却・賃貸目的で除却する空き家	
過去に可児市空家等活用促進事業の補助を受けていない空き家	

対象工事	チェック
補助金の交付指令後に工事業者と請負契約を締結する工事	
【解体のみ】 建設業法第3条第1項の許可(土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係るものに限る)を受けた者、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項(以下「建設リサイクル法」という)の登録を受けた者が行う工事。かつ建築物及びそれに付属する工作物を全部除却し更地にする工事	
【リフォームのみ】 空き家や外構の修繕、模様替え、改築工事	
申請日の属する年度の2月末日までに完了届を提出できる工事	
宅地建物取引業者がその業の目的のために行うものではない工事	
他の制度による補助を受けていない工事	

必要書類	チェック
①交付申請書(様式第1号)	
②見積書の写し	
③空き家の位置図及び工事設計図面	
④工事箇所の写真	
⑤売買・賃貸を目的として公表されているインターネット等の画面の写し	
【解体工事の場合】 施工業者が有する建設業法に基づく土木工事業、建築工事業もしくは解体工事業の許可証の写し、又は建築リサイクル法に基づく解体工事業の登録に係る通知書の写し	
【対象となる敷地又は空き家の権利者が他に居る場合のみ】 工事施工等同意書(様式第2号)	
【入居者または入居者が申請する場合】 売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し(未締結の場合は、工事完了届の提出時に添付)	